

筆界特定の手続に関する通知

下記1の筆界特定の手続について、不動産登記法第136条第1項及び同法第140条第1項の規定に基づく下記2の関係人に対する下記3の通知を、同法第136条第2項及び同法第140条第6項の規定により準用する同法第133条第2項の規定により掲載する。

令和8年6月22日

神戸地方法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号	令和7年 第111号
対象土地	兵庫県明石市二見町福里字池之下584番2 兵庫県明石市二見町福里字池之下585番9
手続番号	令和7年 第112号
対象土地	兵庫県明石市二見町福里字池之下584番2 兵庫県明石市二見町福里字池之下584番1
手続番号	令和7年 第113号
対象土地	兵庫県明石市二見町福里字池之下584番2 兵庫県明石市二見町福里字池之下584番6
手続番号	令和7年 第114号
対象土地	兵庫県明石市二見町福里字池之下584番2 兵庫県明石市二見町福里字池之下584番22
手続番号	令和7年 第115号
対象土地	兵庫県明石市二見町福里字池之下584番2 兵庫県明石市二見町福里字池之下584番18
手続番号	令和7年 第116号
対象土地	兵庫県明石市二見町福里字池之下584番2 兵庫県明石市二見町福里字池之下584番2先水路

2 関係人の名称

大年神社（代表役員 中嶋邦弘）

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る実地調査の実施等及び意見聴取等の期日の開催の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。